

公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により届出があった大規模小売店舗について、法第 8 条第 4 項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。

令和 8 年 9 月 30 日

佐賀県知事 山口 祥義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称：唐津商業施設

所在地：佐賀県唐津市鏡 3 7 0 9 － 1 外

2 届出の内容

（１）大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ・ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
- ・ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

3 意見の概要

意見なし